

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当るときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

告 示

鳥取県告示第千八百八十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十七年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所 市郡名 町村名	大字名	字名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡	除く全町	郡家町	三、三五六・六一	八頭地区
保健保安林	鳥取市			五・二五	東部地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	若桜町		九・九〇	若桜
	智頭町			一二・三七	智頭
	船岡町			〇・四八	船岡
	用瀬町			七・三〇	用瀬
	八東町			〇・二〇	八東
	佐治村			〇・四三	佐治
干害防備保安林	船岡町	大字殿	字喜才谷	〇・三八	喜才谷山
		大字水	字明見谷	〇・四六	明見谷東
		大字口	字池ノ内	〇・九二	池ノ内下
		大字波	字赤	一・五九	赤波
水源かん養保安林	鳥取市			八七四・三二	鳥取地区
	岩美郡				
	八頭郡	河原町		六・三四	河原
	八頭郡	郡家町		九・五五	郡家
	岩美郡	岩美町		一〇〇・三二	岩美
	国府町			五・四九	国府

の一部を次のように改正し、昭和五十七年十二月二日から施行する。

昭和五十七年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

町

を

御弓町支店	鳥取市御弓町
行徳支店	鳥取市行徳

に改める。

御弓町支店

鳥取市御弓